

目 次

告示

- 平成23年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用選考検査の実施について…………… 3
- 北海道文化賞及び北海道文化奨励賞表彰推薦要領の一部改正について…………… 5
- 教育職員免許状の失効について…………… 5
- 市町村立高等学校の廃止の認可について…………… 5
- 平成22年度北海道教育実践表彰の決定について…………… 5
- 通達・通知・照会**
- 「所管機関公印規程の施行について」の一部改正について…………… 6
- 「所管機関文書管理規程運用方針」の一部改正について…………… 6

告 示

北海道教育委員会告示第4号

平成23年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用選考検査を次の要項により行う。
平成23年 1月31日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

平成23年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用選考検査実施要項

1 目的

この選考検査は、北海道立美術館等に勤務し、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事する学芸員を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	採用予定数	勤務場所	採用予定時期
学芸員	1名	北海道立美術館等	平成23年6月1日以降

3 受検資格

- (1) 次に掲げる事項のいずれにも該当する者であることが必要です。
 - ア 昭和55年4月2日以降に生まれた者で、原則として平成23年6月1日から勤務が可能なもの
 - イ 博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する者（又は、平成23年5月31日までに学芸員となる資格を取得する見込みの者）
- (2) 地方公務員法第16条各号（次のアからオまで）のいずれかに該当する者は受検できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされた準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 北海道の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考検査の日程及び会場等

(1) 第1次検査

- ア 期 日 平成23年4月1日（金）
- イ 会 場 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
- ウ 検査内容

区 分	内 容
教養検査	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式筆記検査
専門検査	学芸員としての専門的知識等に関する記述式筆記検査

※ 上記検査のほか適性検査を実施します。

※ 日程及び会場等の詳細は、受検票でお知らせします。

(2) 第2次検査

- ア 期日・会場 平成23年4月下旬（札幌市）
第1次検査合格者に対し、別途お知らせします。
- イ 検査内容

区 分	内 容
口述検査	第1次検査合格者に対し、個別面接を行います。

5 合格発表

合格者の発表は受検番号のみにより行います。可否については、掲示場所で確認してください。また、合格者には合格通知書を送付します。

(1) 合格発表日

- ・第1次検査合格発表 平成23年4月中旬
- ・最終合格発表 平成23年5月中旬

(2) 掲示場所

北海道庁別館7階掲示板
なお、北海道教育委員会のホームページ上でも合格者の受検番号を発表します。
(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp>)

6 申込方法

(1) 申込書類

- ア 平成23年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用選考検査申込書（所定の様式）
- イ 最終学校の卒業証明書（卒業見込みの者は、卒業見込証明書）及び成績証明書
- ウ 博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有することの証明書（資格取得見込みの者は、資格取得見込証明書等）
- エ 官製はがき（第1次検査の受検票として返送しますので、宛先欄に受検者の住所及び氏名を明記すること。なお、裏面は何も記入しないでください。）
- ※ アについては、北海道教育庁総務政策局総務課、各北海道立美術館及び各教育局で配付します。また、北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。
なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「学芸員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4判が入る大きさ）を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込方法及び受付期間

申込方法	受 付 期 間	備 考
持参する場合	平成23年1月31日（月）から 平成23年3月1日（火）まで	9時から17時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
郵送の場合	平成23年3月1日（火）の消 印のものまで有効	「簡易書留」扱いとする。

- (注) 1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この検査において提出された書類は返却できません。
- 2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。
- 3 身体に障害があり、検査会場において特に配慮を必要とする方は、申込時に11の申込先に連絡してください。

7 受検票の送付

受検票は、平成23年3月18日（金）までに到着するよう発送します。
なお、平成23年3月18日（金）までに到着しない場合は、11の問い合わせ先に照会してください。

8 第1次検査当日の携行品

検査当日は、受検票（顔写真を貼ること）、鉛筆数本、プラスチック製消しゴム及び昼食を持参してください。

9 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

10 採用の方法

採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

11 申込先及び問い合わせ先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁総務政策局総務課人事グループ

電話 011-231-4111 内線 35-118

北海道教育委員会告示第5号

北海道文化賞及び北海道文化奨励賞表彰推薦要領（昭和56年5月19日教育長決定）の一部を次のとおり改正した。

平成23年1月31日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

北海道文化賞及び北海道文化奨励賞表彰推薦要領の一部改正について

（平成23年1月18日教育長決定）

北海道文化賞及び北海道文化奨励賞表彰推薦要領（昭和56年5月19日教育長決定）の一部を次のように改正する。

2中「文化賞又は文化奨励賞」を「文化賞若しくは文化奨励賞」に改める。

附 則

この要領の一部改正は、平成23年1月31日から施行する。

北海道教育委員会告示第6号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第1号の規定により平成22年4月22日失効した。

平成23年1月31日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

1 失効した免許状

氏 名	余 合 伸 介	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授 与 年 月 日	授 与 権 者
小学校教諭1種免許状	昭54小1普第867号	昭和54年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 （技 術）	昭54中1普第1112号		
特別支援学校教諭1種免許状 （知的障害者・肢体不自由者・病弱者）	昭54養1普第88号		

2 失効の事由

教育職員免許法第5条第1項第3号該当

北海道教育委員会告示第7号

次の市町村立高等学校の廃止は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、平成23年1月11日付けで、認可した。

平成23年1月31日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
旭川市	北海道旭川北都商業高等学校	平成23年3月31日	平成21年度募集停止に伴う廃止

北海道教育委員会告示第8号

教育実践表彰要項（昭和44年12月23日北海道教育委員会決定）の規定に基づき、平成22年度北海道教育実践表彰の被表彰校及び被表彰者を次のとおり決定した。

平成23年1月31日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

札幌市立八軒北小学校		
乙部町立乙部小学校		
留萌市立留萌小学校		
鶴居村立鶴居小学校		
由仁町立由仁中学校		
室蘭市立星蘭中学校		
北海道倶知安農業高等学校		
北海道東藻琴高等学校		
東海早苗（美唄市立三井美唄幼稚園	教	諭）
三島香織（当麻町立当麻幼稚園	教	諭）
荒木英弥（苫小牧市立明野小学校	教	諭）

後藤修	(苫小牧市立拓勇小学校)	教諭
櫻井貴志	(登別市立幌別小学校)	教諭
清水京子	(伊達市立伊達西小学校)	教諭
中西香	(剣淵町立剣淵小学校)	養教諭
目良久美	(美瑛町立美瑛東小学校)	教諭
吉田涼子	(稚内市立稚内港小学校)	教諭
橋本正代	(北見市立西小学校)	教諭
新谷修	(釧路市立共栄小学校)	教諭
種市文彦	(釧路市立湖畔小学校)	教諭
三上裕生	(釧路市立新陽小学校)	教諭
鎌田孝紀	(乙部町立乙部中学校)	教諭
菊地和子	(稚内市立稚内中学校)	教諭
櫻井知克	(帯広市立緑園中学校)	教諭
水上新俊	(釧路市立景雲中学校)	主幹教諭
飯田雄士	(標津町立標津中学校)	教諭
近江勉	(北海道岩見沢農業高等学校)	教諭
小川経一	(北海道札幌琴似工業高等学校)	教諭
小井畑定順	(北海道岩内高等学校)	教諭
高田幸子	(北海道函館中部高等学校)	養護教諭
佐藤公敏	(北海道下川商業高等学校)	教諭
高橋利明	(北海道遠軽高等学校)	教諭
高渡部紀之	(北海道北見仁頃高等学校)	教諭
伊賀賀啓	(北海道帯広農業高等学校)	教諭
福士牧子	(北海道室蘭聾学校)	寄宿舎指導員
久戸優	(北海道北見支援学校)	教諭

通達・通知・照会

教総第1333号
平成23年1月31日

各 次 課 長
各 出 先 機 関 の 長 様
各 所 管 機 関 の 長
(各道立学校長を除く。)

北海道教育委員会教育長

「所管機関公印規程の施行について」の一部改正について（通達）

このことについて、「所管機関公印規程の施行について」（平成元年3月3日付け教総第4013号教育長通達）の一部を次のとおり改正し、本日から施行することとしたので、取扱いに誤りのないよう願います。

記

1中「調製」を「作成」に改める。

(総務政策局総務課法制グループ)

教総第1333号
平成23年1月31日

各 次 課 長
各 出 先 機 関 の 長 様
各 所 管 機 関 の 長
(各道立学校長を除く。)

北海道教育委員会教育長

「所管機関文書管理規程運用方針」の一部改正について（通達）

このことについて、「所管機関文書管理規程運用方針」（平成17年3月31日教育長決定）の

一部を次のとおり改正し、本日から施行することとしたので、取扱いに誤りのないよう願います。

記

第12条（起案の方法）関係の1中「北海道教育庁専決代決規程」を「北海道教育庁等専決代決規程」に改める。

（総務政策局総務課法制グループ）

